

(別紙－3)

5月15日現在の

「警戒レベル3（県内注意、県外警戒）」のときの行動制限

◎県内移動に関する行動制限

3密を避けるなど「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。

◎県境を跨ぐ移動に関する行動制限

1 本県を出発する皆様へ

以下の訪問先別の行動制限をお願いいたします。この内容は、あくまで静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。

- (1) 全ての外出について、「新しい生活様式」（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いをはじめとする感染予防行動）を徹底してください。
- (2) 山梨県への訪問には制限を求めません。
(「新しい生活様式」を徹底のもと可とする)
〔b〕累計感染者数が少なく感染が限定的な近隣県〕
- (3) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県には、訪問を「徹底して回避」してください。
〔e〕緊急事態宣言により指定された特定警戒都道府県〕
- (4) 愛知県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、愛媛県、福岡県へは、やむを得ない場合を除き、「訪問を回避」してください。
- (5) 上記(2)から(4)以外の県については、「できる限り訪問を回避」してください。

2 本県を訪問される皆様へ

(帰省する方、旅行者へは、県民の皆様からも呼びかけてください。)

- (1) 山梨県の皆様には、本県への訪問の自粛を要請しません。
(「新しい生活様式」を徹底のもと可とする)
- (2) 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の皆様には、本県への「訪問の自粛の徹底」をお願いします。
- (3) 愛知県、石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、愛媛県、福岡県の皆様には、本県への訪問の「自粛」をお願いします。
- (4) 上記(1)から(3)以外の県の皆様には、本県への訪問の「できる限り自粛」をお願いします。
- (5) 県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「3つの密」が集まる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。